

## 諮問事件第52号

「平成〇〇年〇〇月〇〇日受理し、同年〇〇月〇〇日決裁された「苦情処理結果報告書2の(2)\*事故証明保留事由は、当事者間の事故状況の相違のためであり、その旨はAから申し出者に回答済みである。また、事故証明書の保留解除は平成〇〇年〇〇月〇〇日である。」との記載に対し

- 1 Aは、本件事故について全く認知しておらず、私がAに対し「安易に弁護士に依頼することを勧めるのではなく、事実関係を本部に照会し回答するものだろう。」と指摘したものである。
- 2 事故証明書の保留事由「当事者間の事故状況の相違のため」並びに事故証明の保留解除「平成〇〇年〇〇月〇〇日」との説明は、群馬県警察本部〇〇から口頭にて行われ、前〇〇警察署〇〇から口頭で行われ、それぞれ文書による回答を求めたが拒否された経緯がある。
- 3 平成〇〇年〇〇月〇〇日、Aに対し〇〇警察署長名で事実証明書の発給を求めたところであるが、同年〇〇月〇〇日、Aに対して事故証明書の保留事由並びに保留期間の事実証明書の発給の可否につき、架電したところAから「群馬県警察本部交通企画課の指導により事実証明の発給は出来ない。」旨の回答を得た。

以上の経緯を踏まえ、

- 第一 「苦情処理結果報告書2の(2)\*事故証明保留事由は、当事者間の事故状況の相違のためであり、その旨はAから申し出者に回答済みである。また、事故証明書の保留解除は平成〇〇年〇〇月〇〇日である。」との回答に至る報告書等の関係する文書、調査資料、通話記録、電磁的記録、メモ等全部。
- 第二 平成〇〇年〇〇月〇〇日、Aの回答に至るまでの本件に関する一切の報告書等関係する文書、調査資料、通話記録、電磁的記録、メモ等。」の個人情報部分開示決定に対する審査請求に係る答申書

群馬県個人情報保護審議会

## 第1 審議会の結論

群馬県警察本部長の決定については、群馬県警察交通事故情報管理システムにおける人身発生テーブルのうち、審査請求人が当事者である平成〇〇年〇〇月〇〇日に〇〇市内で発生した人身交通事故に係る交通事故証明書の発行保留解除日を推定する根拠となった電磁的記録を特定し、改めて開示決定等をすべきである。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 個人情報開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、群馬県個人情報保護条例（平成12年群馬県条例第85号。以下「条例」という。）第12条第1項の規定に基づき、群馬県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、平成29年8月10日付けで、「平成〇〇年〇〇月〇〇日受理し、同年〇〇月〇〇日決裁された「苦情処理結果報告書2の(2)\*事故証明保留事由は、当事者間の事故状況の相違のためであり、その旨はAから申し出者に回答済みである。また、事故証明書の保留解除は平成〇〇年〇〇月〇〇日である。」との記載に対し1 Aは、本件事故について全く認知しておらず、私がA対し「安易に弁護士に依頼することを勧めるのではなく、事実関係を本部に照会し回答するものだろう。」と指摘したものである。2 事故証明書の保留事由「当事者間の事故状況の相違のため」並びに事故証明の保留解除「平成〇〇年〇〇月〇〇日」との説明は、群馬県警察本部〇〇から口頭にて行われ、前〇〇警察署〇〇から口頭で行われ、それぞれ文書による回答を求めたが拒否された経緯がある。3 平成〇〇年〇〇月〇〇日、Aに対し〇〇警察署長名で事実証明書の発給を求めたところであるが、同年〇〇月〇〇日、Aに対して事故証明書の保留事由並びに保留期間の事実証明書の発給の可否につき、架電したところAから「群馬県警察本部交通企画課の指導により事実証明の発給は出来ない。」旨の回答を得た。以上の経緯を踏まえ、第一 「苦情処理結果報告書2の(2)\*事故証明保留事由は、当事者間の事故状況の相違のためであり、その旨はAから申し出者に回答済みである。また、事故証明書の保留解除は平成〇〇年〇〇月〇〇日である。」との回答に至る報告書等の関係する文書、調査資料、通話記録、電磁的記録、メモ等全部。第二 平成〇〇年〇〇月〇〇日、Aの回答に至るまでの本件に関する一切の報告書等関係する文書、調査資料、通話記録、電磁的記録、メモ等。」について、自己の個人情報として開示の請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

実施機関は、平成29年8月22日に、本件請求のうち、「第一 「苦情処理結果報告書2の(2)\*事故証明保留事由は、当事者間の事故状況の相違のためであり、その旨はAから申し出者に回答済みである。また、事故証明書の保留解除は平成〇〇年〇〇月〇〇日である。」との回答に至る報告書等の関係する文書、調査資料、通話記録、電磁的記録、メモ等全部。」に係る個人情報を、平成〇〇

年〇〇月〇〇日付けで〇〇警察署員が作成した相談業務報告書（以下「本件報告書1」という。）及び平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで交通部交通企画課〇〇が作成した相談業務報告書（以下「本件報告書2」という。）の相談業務報告書2件に記録された個人情報（以下「本件個人情報」という。）と特定した上で、それぞれ条例第13条第3号及び第7号に該当することを理由に、個人情報部分開示決定（以下「本件各処分」という。）を行い、請求人に通知した。

また、実施機関は、平成29年8月22日に、本件請求のうち、「第二 平成〇〇年〇〇月〇〇日、Aの回答に至るまでの本件に関する一切の報告書等関係する文書、調査資料、通話記録、電磁的記録、メモ等。」に係る個人情報を保有していないことを確認し、個人情報不存在決定を行い、請求人に通知した。

### 3 審査請求

請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、平成29年9月11日付けで、本件各処分を不服として、実施機関の上級行政庁である群馬県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対して審査請求を行った。

### 4 補正命令

諮問庁は、行政不服審査法第23条の規定に基づき、平成29年11月15日付けで、補正を命令した。

### 5 補正書

請求人は、平成29年11月20日付けで、補正書を提出した。

### 6 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、弁明書を作成し、諮問庁に提出した。諮問庁は、その副本を請求人に送付した。

### 7 反論書の提出

請求人は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項の規定に基づき、平成31年2月4日付けで反論書を作成し、諮問庁に提出した。

### 8 諮問

諮問庁は、条例第26条の規定に基づき、群馬県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、平成31年4月18日、本件審査請求事案（以下「本件事案」という。）の諮問を行った。

### 9 意見書及び資料の提出

請求人は、条例第33条の3の規定に基づき、審議会に対して、令和元年5月13日付けで意見書及び資料を作成し、提出した。

### 第3 請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件各処分を取り消すとの裁決を求める。

#### 2 審査請求の理由

請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

##### (1) 審査請求書

ア ○○警察署において取り扱われた人身交通事故で、行政手続である交通事故証明書が、2回の実況見分を経ても保留された。

イ 本件事故証明の保留期間等は、コンピュータのアクセスログから抽出したものであり、本件請求においても請求物に電磁的記録が記載されている。

ウ 各開示文書の私に口頭で回答したとする電磁的記録は、回答の根拠となる重要な基礎資料であり、これを除外した決定は取り消されるべきである。

##### (2) 反論書

ア 交通事故証明書の入力は、各警察署の端末から行われる。入力は、交通事故取扱警察官が行う。警察官は、個々にパスワードを持ち、入力者が登録業務を行う。入力・登録者は、申請者の事故取扱警察官であり、同人のアクセスログからの電磁的記録の抽出方法を検討してはいかがかと思う。

イ 警察は、証拠を示し弁明すべき義務があるのにこれを怠り、交通事故証明書保留期間の事実証明書を発給しないばかりか、「電磁的記録及び電磁的記録から抽出した記録」は、公文書でないと詭弁を申し立てているに過ぎない。

ウ 警察官が行政行為によりコンピュータの端末を操作した結果、作成される交通事故証明書である限り、いかに電磁的記録であっても開示されるべき公文書であるものとする。

##### (3) 意見書

ア 警察は、事故証明書の発行を保留することができる基準すら作成しておらず、単にクリックしただけで簡単に自動車安全運転センターの交通事故証明書の発行事務をコントロールすることができる。

イ 警察は、「状況的に導き出された解除日」と弁明しながら状況的に導き出されたとする資料すら無く、否認している。

ウ 事実を明確にし、警察に説明責任を果たしていただくためには、本請求を認めていただくほか方法はない。

### 第4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、弁明書及び実施機関の口頭での説明（以下「口頭説明」という。）によると、おおむね以下のとおりである。

## 1 弁明書

### (1) 本件請求に係る個人情報の特定について

ア 平成〇〇年〇〇月〇〇日に〇〇市内で発生した人身交通事故（以下「本件事故」という。）の当事者である請求人は、平成〇〇年〇〇月〇〇日、当該事故に係る交通事故証明書の発給が一時的に保留されていたことなどについての問合せを行ったが、その際の〇〇警察署員の対応等について苦情を申し立てた。

イ それに対し、実施機関では、同年〇〇月〇〇日付けの警務部監査課長名の回答書により、回答している。

ウ 実施機関では、請求人は、本件請求の「第一」の請求内容において、上記アの苦情について、請求人への回答に至るまでに作成された公文書及び当該回答に関連した公文書の開示を求めているものと認めた。

エ 苦情処理結果報告書以外に上記アの苦情に関して作成された公文書は、苦情処理の際に作成された本件報告書1のみである。また、苦情処理結果報告書における「事故証明書の保留解除は平成〇〇年〇〇月〇〇日である。」という記載は、本件報告書2に基づくものである。そこで、実施機関では、当該各文書を対象文書と認めた。

### (2) 交通事故証明書の発行保留解除日について

ア 請求人は、上記第3の2（1）イ及びウのとおり主張する。つまり、請求人は解除日を記録した公文書として、電磁的記録であるコンピュータのアクセスログを本件請求の対象文書に含めることを求めているものである。

イ 実施機関では、県内で発生した交通事故の情報を、庁内のコンピュータ・ネットワーク内に構築した群馬県警察交通事故情報管理システム（以下「事故情報システム」という。）により登録・管理している。

ウ 事故情報システムにおいて登録する項目には、「交通事故証明書発行保留の要否」があり、同システム上で当該登録を行うことにより、特定の交通事故について、交通事故証明書の発行を保留することができる。そして、当該保留登録を解除すれば、交通事故証明書の発行が可能となる。

エ 事故情報システムには、登録内容が更新された場合の履歴を検索・閲覧する機能は実装されておらず、また、職員が同システムの登録内容を更新等した状況を記録する簿冊等もないため、平成〇〇年〇〇月〇〇日に請求人から問合せがあった当時、交通企画課の〇〇は、事故情報システムの人身事故データ情報の解析を警務部情報管理課に依頼した。

オ 人身事故データ情報の解析により判明するのは、更新年月日、証明抽出年月日等に過ぎず、交通事故証明書発行保留の解除を行った年月日は記録されていない。同警部は、当該交通事故の処理状況と人身事故データ情報の解析により判明した結果を照らし合わせることで、状況的に導き出された解除日

を請求人に回答し、その旨を本件報告書2に記載した。なお、当時、実施機関は、解析結果を保存していない。

カ 実施機関では、本件報告書2の記載内容に基づき、苦情処理結果報告書に解除日を記載したものであり、アクセスログを含め、電磁的記録は取り扱っていない。

### (3) 結論

以上の理由から、実施機関は、本件請求に対し、苦情処理状況を適切に検討した上で、本件個人情報のみを対象公文書と判断したものであり、電磁的記録を対象公文書として開示せよという請求人の主張は、容認できない。

## 2 口頭説明

### (1) 交通事故証明書の発行保留事由について

ア 本件事故の捜査担当者が、実況見分等の結果、当事者の言い分が食い違っており、捜査の必要があると判断したため、捜査担当者が自ら事故情報システムを操作し、発行保留を行ったものである。この点については、当該担当者から状況を聴取している。

イ 発行を保留するに当たって明確な基準はなく、その都度、捜査責任者等の判断で保留することとなる。なお、事故証明保留事由としては、当事者の言い分の食い違いが通常である。

ウ 当事者の言い分が食い違っていることを認識し、発行を保留する際には、事故情報システムを操作するのみで、当該情報を事故捜査の書類等には記載しない。

### (2) 交通事故証明書の発行保留解除日について

ア 情報管理課が管理主体となる業務操作ログには、発行保留を解除した情報が保存されていないため、当該ログから発行保留解除日を特定することは不可能であったが、交通企画課が管理主体となる事故情報システムのデータベースのうちの一つである人身発生テーブルについて、マイクロソフト社のアプリケーションであるMicrosoft Access（以下「アクセス」という。）を接続し、本件事故に係るデータを抽出し、参照することで、発行保留解除日を推定することができた。

イ アクセスにより参照したデータには、証明抽出年月日が〇〇年〇〇月〇〇日月曜日であること、また同じく、更新年月日が〇〇年〇〇月〇〇日日曜日であることを示す記録が保存されていた。事故情報システムはその仕様上、事故証明の基となるデータの作成及び抽出が平日1回のみ自動で行われるため、発行保留を解除した日は、前回処理した〇〇月〇〇日金曜日の交通事故証明書の基データの作成及び抽出以降、〇〇月〇〇日月曜日の同データを作成及び抽出するまでの間となる。

ウ 通常は交通事故証明書の発行保留を解除した場合、捜査担当者が直ちに事故情報システムにそのデータを入力する。また、本件事故につき、交通事故

証明書の発行保留解除以降、当該担当者以外の者が上書き又は修正した事実は確認されていない。

エ 以上から状況的に導き出した結果、発行保留解除日は、人身発生テーブルの最終更新日となる〇〇年〇〇月〇〇日であると推定し、当時、請求人に回答するとともに、本件報告書2に記載した。

オ 実施機関では、上記解析を端末上で行ったのみであり、本件事故に係る人身発生テーブルのデータを出力していないし、上記分析に係る記録を保有していない。

## 第5 審議会の判断

### 1 本件請求に係る個人情報について

- (1) 本件請求に係る個人情報は、「平成〇〇年〇〇月〇〇日受理し、同年〇〇月〇〇日決裁された「苦情処理結果報告書2の(2)\*事故証明保留事由は、当事者間の事故状況の相違のためであり、その旨はAから申し出者に回答済みである。また、事故証明書の保留解除は平成〇〇年〇〇月〇〇日である。」との記載に対し1 Aは、本件事故について全く認知しておらず、私がA対し「安易に弁護士に依頼することを勧めるのでなく、事実関係を本部に照会し回答するものだろう。」と指摘したものである。2 事故証明書の保留事由「当事者間の事故状況の相違のため」並びに事故証明の保留解除「平成〇〇年〇〇月〇〇日」との説明は、群馬県警察本部〇〇から口頭にて行われ、前〇〇警察署〇〇から口頭で行われ、それぞれ文書による回答を求めたが拒否された経緯がある。3 平成〇〇年〇〇月〇〇日、Aに対し〇〇警察署長名で事実証明書の発給を求めたところであるが、同年〇〇月〇〇日、Aに対して事故証明書の保留事由並びに保留期間の事実証明書の発給の可否につき、架電したところAから「群馬県警察本部交通企画課の指導により事実証明の発給は出来ない。」旨の回答を得た。以上の経緯を踏まえ、第一 「苦情処理結果報告書2の(2)\*事故証明保留事由は、当事者間の事故状況の相違のためであり、その旨はAから申し出者に回答済みである。また、事故証明書の保留解除は平成〇〇年〇〇月〇〇日である。」との回答に至る報告書等の関係する文書、調査資料、通話記録、電磁的記録、メモ等全部。第二 平成〇〇年〇〇月〇〇日、Aの回答に至るまでの本件に関する一切の報告書等関係する文書、調査資料、通話記録、電磁的記録、メモ等。」に記載された個人情報である。
- (2) 実施機関は、本件請求に係る個人情報を、請求人からの苦情を処理した際に作成した本件報告書1及び苦情処理結果報告書における「事故証明書の保留解除は平成〇〇年〇〇月〇〇日である。」との記載の基となった本件報告書2にそれぞれ記録された個人情報と特定した上で、その一部を開示とする本件各処分を行っている。一方、請求人は、請求人が実施機関から回答を受けた内容がコンピュータのアクセスログから抽出した情報を根拠としているため、当該電磁的記録を特定し、これを開示することを求めていることから、以下、

本件各処分 of 妥当性について検討する。

## 2 本件請求に係る個人情報の特定の妥当性について

### (1) 条例第16条第1項第2号の解釈

ア 条例第16条第1項第2号は、実施機関に対して当該実施機関の保有する自己の個人情報の開示を請求するときは、開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項を記載した開示請求書を実施機関に提出してしなければならない旨を定めている。その趣旨は、一般に、実施機関の活動は多種多様であって、実施機関が保有している個人情報の量も膨大であるにもかかわらず、開示請求を受けた実施機関が行う開示・非開示等の処分は、原則として15日以内にしなければならないこととしている（条例第18条第1項）ことから、実施機関において開示請求に係る個人情報を迅速かつ的確に検索・抽出して開示決定等の可否を判断することを可能とするためには、検索の対象とする個人情報が特定されていることが不可欠であり、個人情報開示請求制度の適正かつ円滑な運営を確保するために、開示請求者に対し、「開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項」を記載することを義務付けているものと解される。

イ そうすると、「開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項」とは、開示請求者が開示を求める具体的な内容等をいい、実施機関の職員が開示を求められている個人情報が記録されている公文書を特定できる程度の記載が必要となる。しかしながら、当該程度の具体性については、個別具体の開示請求事案における各実施機関の個別の判断に委ねられているといわざるを得ないところであり、上記趣旨に照らして必要十分な記載がないと実施機関が判断した場合には、通常は条例第16条第3項に基づき、開示請求者に対し、開示請求書の補正を求めることとなるが、そうでない場合には、実施機関は当該請求に従って、迅速かつ的確に当該請求に係る個人情報を検索・抽出し、開示決定等の可否を判断する必要がある。

ウ この点につき、条例は、県の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益の保護及び県民に信頼される公正で民主的な県政の推進を目的としており（条例第1条）、また、開示請求を受けた実施機関に対して、当該請求に係る個人情報を原則として開示しなければならないことを命じている（条例第13条）ことに鑑みれば、開示請求者の開示請求権は最大限尊重されるべきであり、実施機関は、個別の開示請求事案を客観的かつ合理的に判断することにより、「開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項」に記載された文言を必ずしも形式的のみに解釈するのではなく、実質的にも解釈するべきであるといえる。

エ したがって、仮に、開示請求以前に実施機関から開示請求者に対して提供した情報に係る資料等に記録されている開示請求者の個人情報を請求され

た場合、請求内容を実質的に解釈すれば、当該提供に当たって参照等した資料等のみでなく、当該資料等を作成する過程において参照等した資料等についても、当該請求に係る個人情報として特定することも十分にあり得るものと思料される。

(2) 本件請求に係る個人情報の特定について

ア 本件請求における主旨であると認められる「第一 「苦情処理結果報告書 2 の(2) \* 事故証明保留事由は、当事者間の事故状況の相違のためであり、その旨はAから申し出者に回答済みである。また、事故証明書の保留解除は平成〇〇年〇〇月〇〇日である。」との回答に至る報告書等の関係する文書、調査資料、通話記録、電磁的記録、メモ等全部。第二 平成〇〇年〇〇月〇〇日、Aの回答に至るまでの本件に関する一切の報告書等関係する文書、調査資料、通話記録、電磁的記録、メモ等。」との記載は、本件事案における請求人及び実施機関の主張に基づき、本件請求に至る過程を踏まえた上で、文言を実質的に解釈すれば、その趣旨が必ずしも明確でないとはいえず、「第一 「苦情処理結果報告書 2 の(2) \* 事故証明保留事由は、当事者間の事故状況の相違のためであり、その旨はAから申し出者に回答済みである。また、事故証明書の保留解除は平成〇〇年〇〇月〇〇日である。」との回答に至る報告書等の関係する文書、調査資料、通話記録、電磁的記録、メモ等全部。」との記載に関しては、苦情処理結果報告書 2 の(2) に記載された事項に係る個人情報の開示を請求していると解するのが適当である。すなわち、苦情処理結果報告書に当該事項を記載した際に参照等した公文書のみでなく、仮に、当該公文書を作成する過程において参照等した別の公文書を保有しているのであれば、これも併せて特定するものと解すべきである。

イ 上記アを踏まえた上で、以下、本件請求に係る個人情報を本件個人情報のみと特定したことの妥当性について検討する。

ウ なお、実施機関が特定した本件個人情報に係る個人情報の内容は、請求人が開示請求書に記載した「開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項」のうち、「第一 「苦情処理結果報告書 2 の(2) \* 事故証明保留事由は、当事者間の事故状況の相違のためであり、その旨はAから申し出者に回答済みである。また、事故証明書の保留解除は平成〇〇年〇〇月〇〇日である。」との回答に至る報告書等の関係する文書、調査資料、通話記録、電磁的記録、メモ等全部。」であると認められ、当該記載によれば、「事故証明保留事由は、当事者間の事故状況の相違のためであり、その旨はAから申し出者に回答済みである。」(以下「保留事由」という。)と「事故証明書の保留解除は平成〇〇年〇〇月〇〇日である。」(以下「保留解除日」という。)とに区分でき、各情報の「回答に至る報告書等の関係する文書、調査資料、通話記録、電磁的記録、メモ等全部。」を求めていると解されることから、それぞれ検討するものとする。

### (3) 保留事由について

- ア 実施機関の説明によれば、交通事故証明書の発行保留事由の明確な基準はないものの、当事者の主張が異なり、引き続き捜査の必要があるときに、発行を保留することが一般的であり、本件事故においても、実況見分等の結果、当事者の主張が異なっており、捜査の必要があると判断したため、捜査担当者が自ら事故情報システムを操作し、発行保留を行ったとのことである。
- イ また、実施機関では、県内で発生した交通事故の情報を、事故情報システムにより登録・管理しており、交通事故証明書の発行保留についても、その有無のみを登録する項目があり、原則として捜査担当者が自らこれを選択してシステム上登録を行うとの説明があった。
- ウ さらに、本来、発行保留の権限は、実施機関における各署交通課長が保有するものの、実務上は、口頭で協議した結果、発行を保留するとの決定を行っているため、発行保留の事由を記載した公文書を作成しておらず、保留事由に係る個人情報には保有していないとの説明もあった。
- エ なお、請求人も上記第3の2(2)ア及び(3)アのとおり主張していることから、実施機関において、県内で発生した交通事故の情報を、発行保留の有無も含め事故情報システムにより登録・管理していることについて、特段疑いはないものと推察される。
- オ そうすると、実施機関における通常の業務遂行上、事故情報システム上に発行保留の事由が記録されないことは明らかであることから、本件事故においても、当事者の主張が異なることから引き続き捜査の必要があり、捜査担当者が自ら事故情報システムを操作し、発行保留の登録を行ったため、その事由を記載した公文書を作成しておらず、保留事由に係る個人情報は保有していないとの実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、また、これを覆すに足る事情も認められない。
- カ したがって、本件個人情報のほか、保留事由に係る個人情報を特定しなかった実施機関の判断は、妥当である。

### (4) 保留解除日について

- ア 実施機関は、苦情処理結果報告書における保留解除日の記載は、本件報告書2に基づくものであり、苦情処理結果報告書を作成する時点において、本件報告書2以外の公文書は取り扱っていなかったため、本件報告書2のみを特定した旨、主張する。
- イ 当審議会において諮問庁から提出された本件報告書2を見分すると、実施機関の説明のとおり、当時、実施機関から請求人に回答した内容である、本件事故に係る交通事故証明書の発行保留を解除した具体的日時が記載されていることが確認できるが、一方で、同文書中において、実施機関は、請求人からコンピュータのアクセスログを調査して本件事故に係る交通事故証明書が発行保留されていた期間を回答されたい旨、申し立てられていることも確認できる。本件事案における請求人及び実施機関の主張を全て勘案すれば、

実施機関は、請求人からの当該申立てを契機として、事故情報システムにおける人身発生テーブルの解析等を行い、その結果、発行保留を解除した具体的日時を得て、これを本件報告書2に記載し、本件報告書2をもって、苦情処理結果報告書を作成したことが容易に推認される。

ウ 上記イで述べた経緯から、請求人は、本件請求に対して、請求人が主張するアクセスログをはじめとした電磁的記録についても開示されるものと期待していたと判断するのが相当であり、これを踏まえた上で、上記(2)アで述べたように、本件請求に係る「開示請求に係る個人情報」を特定するために必要な事項のうち、「回答に至る報告書等の関係する文書、調査資料、通話記録、電磁的記録、メモ等全部。」との文言を実質的に解釈すると、本件請求に係る個人情報としては、苦情処理結果報告書に保留解除日を記載した際に参照した本件報告書2のみでなく、本件報告書2を作成する過程において参照等した電磁的記録を公文書として保有しているのであれば、これも併せて特定すべきであると解される。

エ もっとも、条例の委任を受けた条例施行規則第10条において、電磁的記録の開示方法として、電磁的記録媒体への複製については、その保有する処理装置により、容易に当該文書等の開示を実施することができる場合に限っていることに鑑みれば、実施機関が保有する事故情報システムのデータベースに含まれるデータが相当膨大な量であり、又は、そもそも当該データが通常の設定や技術ではその情報内容を直接認識できないような方式で作成される電磁的記録であり、開示の実施に当たって、当該データベースから特定の個人に関する個人情報を検索・抽出することが、技術面や費用面等において実施機関に過度の負担を生じさせるような場合にまで、開示請求に係る個人情報として当該データベースに係る電磁的記録を特定し、開示すべきことを実施機関に課しているとは解し難い。

オ この点、実施機関の説明によれば、実施機関では、アプリケーションのアクセスを本件請求以前から必要に応じて通常利用しているとともに、事故情報システムにおける人身発生テーブルは、その多くが数字の羅列であるものの、一般人の知覚で認識不可能な形で記録されているわけではなく、かつ、日本語で入力されている項目についてはそのまま記録されているとのことからすると、アクセスを用いて本件事故に係るデータを抽出し、参照することで、交通事故証明書の発行保留解除日を推定した旨の実施機関の説明に不自然な点は認められず、当該解除日を推定する根拠となった電磁的記録である以上、これが公文書として認められない理由はなく、また、特定の情報を検索・抽出し、その情報を認識することに何ら支障がないことから、特定し、開示することができる電磁的記録であるといえる。

カ 以上から、事故情報システムにおける人身発生テーブルのうち、本件事故に係る交通事故証明書の発行保留解除日を推定する根拠となった電磁的記録は、請求人に係る個人情報に当たり、かつ、公文書として認められることか

ら、上記ウで述べたとおり、実施機関はこれを特定すべきであり、苦情処理結果報告書を作成する時点において、本件報告書2以外の公文書は取り扱っていなかったため、本件報告書2のみを特定したとする実施機関の判断は、失当である。

キ したがって、実施機関において、本件個人情報のほかに本件請求に係る個人情報として、事故情報システムにおける人身発生テーブルのうち、本件事故に係る交通事故証明書の発行保留解除日を推定する根拠となった電磁的記録を新たに特定し、改めて開示決定等をすべきである。

### 3 請求人のその他の主張について

請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審議会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件各処分 of 妥当性について

以上のことから、本件請求に係る個人情報につき、本件個人情報を特定し、その一部を開示とした実施機関の決定については、実施機関において、本件個人情報のほかに本件請求に係る個人情報として、事故情報システムにおける人身発生テーブルのうち、本件事故に係る交通事故証明書の発行保留解除日を推定する根拠となった電磁的記録を保有していると認められるので、これを特定し、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

### 5 結論

よって、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査の経過

当審議会の処理経過は、以下のとおりである。

### 審議会の処理経過

年 月 日	内 容
平成31年 4月18日	諮問
令和元年 6月18日 (第85回 審議会)	審議 (本件事案の概要説明)
令和元年 9月17日 (第86回 審議会)	審議 (実施機関の口頭説明)
令和元年 11月17日 (第87回 審議会)	審議
令和 2年 1月22日	答申